

薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する告示案新旧対照表
 ○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

別表		改 正 案	
番号 一〇八 百二十 五	医療機器の名称 (略)	基 日本工業規格 (略)	準 使用目的、効能又は効果 (略)
八百二 十六	1 非静注インフ ージョンポンプ	T〇六〇一	泌尿器科又は産婦人科の 診療において、経尿道的 又は経膈的に医薬品及び 溶液を注入するために用 いること。
別表		現 行	
番号 一〇八 百二十 五	医療機器の名称 (略)	基 日本工業規格 (略)	準 使用目的、効能又は効果 (略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)